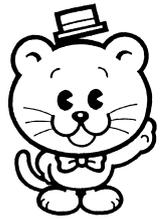


千葉県議会議員選挙 4月12日(日)7時～20時



4月12日①は千葉県議会議員選挙の投票日です。私たちの住む市や県の運営に関わる大事な選挙です。必ず投票に行きましょう。

◆投票できる方

日本国民で平成7年4月13日までに生まれ、平成27年1月2日までに本市に住民登録をし、引き続き居住している方で、市の選挙人名簿に登録されている方(ただし、選挙人名簿に登録されていても、投票日までに県外へ転出した方を除く)。

◆住所変更した方

①平成27年3月21日以降に市内で住所変更の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。

②平成27年1月3日以降に県内他市町村から本市に転入届出をし(移転は1回に限る)、前住所地の選挙人名

簿に登録されている方は投票日当日に前住所地の投票所で投票するか、前日までに前住所地で期日前投票を、または本市において不在者投票を(請求手続きは前住所地の選挙管理委員会へ)してください。

※②の方は各市区町村住民記録担当課で発行する「引き続き住所を有する証明書」が必要です。

◆入場整理券は封書で

入場整理券は封書式で世帯主宛同一世帯6人分までを一緒にお送りしています。必ず切り開いて中を確認の上、各自の入場整理券を切り離して、投票所には本人の分をお持ちください。

入場整理券が届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付へお申し出ください。

◆期日前投票のお知らせ

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、「宣誓書」に必要事項をご記入いただくことにより、期日前投票をすることができます。

宣誓書は入場整理券の裏側に印刷されているほか、期日前投票所にも備え付けています。

期間 4月4日(土)～11日(土)

場所 市役所1階102会議室、本納公民館

時間 8時30分～20時(本納公民館は17時まで)

※入場整理券持参

◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

〈市内の指定病院・施設など〉

山之内病院・長生病院・茂原中央病院・君塚病院・六倉病院・菅原病院・鈴木神経科病院・茂原神経科病院・つくも苑・長生共楽園・実恵園・光風荘・ケアセンターかずさ

長生苑・真名実恵園・第二長生共楽園ひめはる
※全国の指定病院(施設)で不在者投票ができます。



◆滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などほかの市町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会に不在者投票ができます。

この場合、郵送に日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて障害の内容が一定の要件に該当する方や介護保険法による要介護者で要介護状態区分が

要介護5である方)で、投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

この制度をご利用になるには、氏名等を自書できることが原則ですが、障害の内容が一定要件に該当する場合は、代理記載制度もあります。

いずれの場合も「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

◆選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は、4月8日(土)頃の朝日・読売・毎日・産経・日経・東京・千葉日報の朝刊に折り込み配布します。また、現在「広報もばら」を郵送で受け取っている世帯には、直接郵送します。

そのほか、市の公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。

お問い合わせは、選挙管理委員会(6階)
☎1529、FAX(20)1604へ。